

# 農業委員会 委員の選挙

8月24日任期満了となる農業委員会委員の選挙を次のとおり行います。

▼告示日 8月8日(火)

▼投票日時 8月13日(日)

午前9時～午後5時

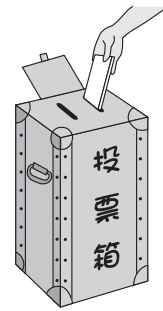
▼投票所

・第1 町役場4階第1会議室

・第2 国府支所2階会議室

▼選挙する委員の数 15人

▼投票できる方 町農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方。入場券は後日郵送します。



また、立候補者については、次のとおり、説明会及び審査会を行います。

## 《立候補事前説明会》

▼とき 7月18日(火)

午前9時30分

▼ところ 国府支所2階会議室

※立候補届の書類を同時に配布します。

## 《事前審査》

▼とき 7月24日(月)

午後1時30分～午後5時

▼ところ 国府支所2階会議室

## 《開票》

▼日時 8月13日(日)

午後6時～

▼場所 町役場4階第1会議室

## ◎問い合わせ

選挙管理委員会

☎内線228

# 裁判手続を悪用した架空請求に注意!

最近、「支払督促」や「小額訴訟」といった裁判所の手続を悪用したり、裁判所からの通知を装った架空請求が見られます。

裁判所の手続が本当に進められている場合には、身に覚えがなくても放置すると、強制執行などの不利益を被るおそれがあります。

そのため、裁判所から通知が届いたときは、本当の「裁判所」からの通知かどうかを確認することが必要です。

その際、通知に書かれた裁判所の連絡先が、嘘の可能性もあるので、電話帳や番号案内または消費生活相談で確認をしましょう。

## 本物かどうかの見分け方のポイント

①「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で送付されてきます。↓はがきや普通郵便で送付されてくることはありません。

②郵便職員による手渡しが原則です。↓はがきなどのように郵便受けに投げ込まれることはありません。

③受取りの際は、郵便職員から「郵便送達報告書」に署名又は押印が求められます。

④また、本物の「支払督促」や「小額訴訟の呼出状」には、「事

件番号」「事件名」が記載されています。そして、「支払督促」については、「督促異議申立書」が一緒に同封されています。なお、これらの書類に金銭の振込み先等(預金口座等)が記載されていることはありません。

本物の通知かどうか分からないときは、通知に書かれた連絡先には絶対に連絡しないでください。電話帳や消費生活相談(15ページ参照)などで裁判所の連絡先を確認してください。

## ◎問い合わせ

地域協働課 ☎内線237

## 裁判所からの本物の通知の場合

← 弁護士や消費生活相談で相談してください。

## 架空の通知の場合

← そのまま放置してかまいません。不安なときは消費生活相談で相談してください。

## ご存知ですか

# 検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの被害にあい、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方のために検察審査会があります。費用は無料で、秘密は固く守られます。

申立や手続き等の詳細は、横浜地方裁判所小田原支部内小田原検察審査会事務局までお問い合わせください。

## ◎問い合わせ

小田原検察審査会事務局

小田原市本町1-7-9

☎0465(22)6186

・町選挙管理委員会

☎内線228